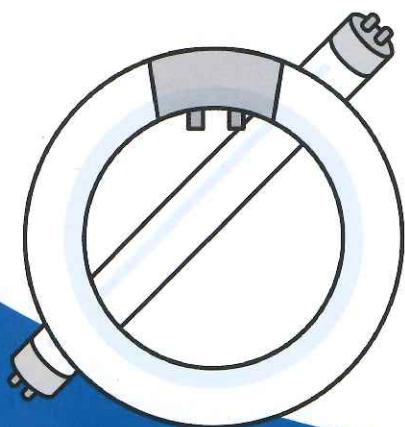
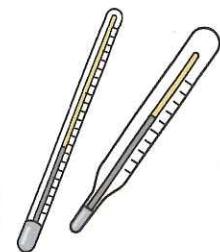


事業者の皆さんへ

名古屋市からのお願いです。



蛍光管など、 水銀使用製品の 適正な処理にご協力ください。



水銀による環境汚染を世界規模で防いでいくための枠組みである「水銀に関する水俣条約」が、平成29年8月に発効となりました。

また国内では、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」が公布されるなど、関係法令の整備が進められております。

本市においてもこれらの動きに対応するため、平成29年10月以降、水銀使用製品である蛍光管・水銀体温計・水銀温度計は、「不燃ごみ」として出すことができなくなります。

事業者の皆さまが排出している水銀使用製品についても、原則産業廃棄物として、引き続き適正に処理していただくようお願いします。



シャチのジュンちゃん

平成29年10月1日以降は、次のように対応願います。

蛍光管・水銀体温計・水銀温度計を廃棄するときは、

産業廃棄物(金属くず、ガラスくず)として処理※1してください。

産業廃棄物としての処理にあたっては、収集の委託をしている許可業者※2にお問い合わせください。

※1 現在、既に産業廃棄物として処理している場合は、引き続き産業廃棄物としての処理をお願いします。

※2 一般廃棄物収集運搬許可業者は、上記の品目について、産業廃棄物の収集運搬業の許可も有しています。

家庭並みの性状(蛍光管の場合、直管・丸管ともに40w程度の大きさまで)で、1事業者あたりの排出量が家庭並み(数本程度)にとどまるものは、市の拠点回収に出すことができます。
拠点回収についての詳細(回収場所等)は、9月以降に市公式ウェブサイトに掲載予定です。

その他の水銀使用製品(水銀血圧計など)は、量の多少にかかわらず、従来どおり産業廃棄物として処理してください。

その他、事業系ごみの分け方・出し方でご不明なことがありましたら、
ごみの収集を委託している許可業者もしくは…

名古屋市環境局資源化推進室 事業系ごみ対策担当 (電話:052-972-2390)
までおたずねください。